



健康保険の給付・標準報酬月額の上限改定について

前回のあおぞらレターでは、今後の動向として法改正の概略をお知らせしましたが、今回は、その中で皆さんに関係の深い、平成28年4月改正の健康保険の給付・標準報酬月額の上限改定についてお伝えしていきたいと思っております。

● 傷病手当金・出産手当金の見直し

傷病手当金・出産手当金の支給額の算定の基礎となる標準報酬の算定方法が改められます。

<1日あたり支給される額>

現 行	改 正 後
標準報酬月額の30分の1に相当する額 $\times 2/3$	傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額(※) $\times 2/3$

➡ 支給される額が休みの直近の給与ではなく、休み前1年間の給与の平均額によって決定される。
なお、被保険者期間が1年に満たない人は、次のいずれかの少ない額が算定の基礎(※)となります。

- ①被保険者期間の標準報酬月額を平均した額の30分の1
- ②前年の9月30日における、被保険者が加入している健康保険組合等の全被保険者の標準報酬月額を平均した額の30分の1

● 標準報酬額の上限の引き上げ

(1) 健康保険の標準報酬月額の上限が47等級から3等級引き上げられ、全部で50等級となります。

<追加・変更される標準報酬月額等級>

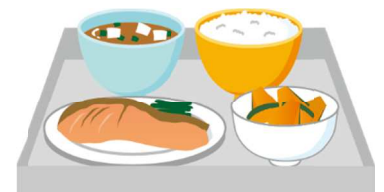
標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

(2) 標準賞与額の年間上限が540万円から573万円に引き上げられます。

- ・この改正により、賞与や給与が高額な方については、本人・事業主とも保険料が上昇する可能性が考えられます。
- ・(1)で新たな等級に該当する方については、後日会社に通知書が届く見込みです。

● 入院時食事療養費の見直し

一般所得の入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額が段階的に引き上げられ、平成28年4月からは、1食260円から1食360円となります。



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277